

個人県民税均等割の引上げ等と地震防災対策等の充実強化

2011年7月に政府が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、2015年度末までの「集中復興期間」に総額19兆円程度の復旧・復興事業が実施されることが盛り込まれました。

そのうち、東日本大震災を教訓として、全国的に各地方公共団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等0.8兆円程度については、地方税において復旧・復興のための臨時的な税制上の措置を講じることで、地方公共団体自ら財源を確保することとされ、具体的な税制上の措置を盛り込んだ「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、2011年12月2日に公布、施行されました。

これを受け、本県においても2012年2月議会で県税条例の一部を改正し、**個人県民税均等割を500円引き上げる**とともに、退職所得の10%税額控除を廃止しました。

活用事業

この改正に伴う増収を活用して、国庫補助事業として、国の2011年度第3次補正予算、2012年度当初予算及び2013年度当初予算において措置された全国防災対策費に係る事業、具体的には、堤防の耐震化や護岸工事などの河川整備事業や、ため池の耐震化などの農地防災事業等を実施いたしました。そのほか、東日本大震災を踏まえ、県立高等学校の耐震化事業や警察本部庁舎の耐震化事業などを実施し、県民の皆様の安心、安全の確保のため、地震防災対策の充実強化を図っております。

《活用事例》

県立高等学校の耐震化事業



警察本部庁舎の耐震化事業



※ 事業実施に際しては、まずは県債により財源を賄うこととされ、その償還について、税の増収分が充てられていくという考え方で制度設計がなされております。

適用期間及び税収額

個人県民税均等割の引上げは、**2014年6月から10年間適用**されており、税収としては2014年度から2024年度の収入となります。また、退職所得の10%税額控除の廃止による増収額については、2013年1月からの10年間分を防災事業の財源に充てることとされておりますので、税収としては2012年度から2022年度までの収入となります。

この二つを合わせると、増収となる期間は2012年度から2024年度までの13年間となります。

また、増収額については、13年間の合計額で228億円程度を見込んでおります。